

沖縄県建築基準法施行条例より抜粋

(調査のための立入り)

第3条の2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条第1項第2号の災害危険区域の指定又は当該指定の廃止に関し、調査のため必要があるときは、他人の占有する土地又は建築物に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地又は建築物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

追加〔昭和61年条例37号〕

(標識の設置)

第3条の3 知事は、規則で定めるところにより、災害危険区域内に災害危険区域である旨を表示する標識を設置しなければならない。

追加〔昭和61年条例37号〕

(災害危険区域内の建築制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用途に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上必要な措置を講ずることにより特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

第3章 建築物の敷地及び構造

(がけに近接する建築物)

第5条 建築物を高さ2メートルを超えるがけに接し、又は近接して建築しようとする場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、その建築物との間に、そのがけの高さの1.5倍以上の水平距離を保たなければならない。

2 鉄筋コンクリート造等の重量建築物をがけの上に建築しようとする場合においては、前項の数値を安全上支障がない程度に増大しなければならない。

3 前2項の規定は、建築物の用途、規模、構造、擁壁、がけ等の状況により建築物の安全上支障がない場合には、適用しない。

崖地への建築制限

